

山梨県公報

第千九百一十一号

平成二十年

十二月二十二日

月 曜 日

目次

告示

保安林の指定の予定(二件)……………六八九
道路の区域変更(二件)……………六八九
道路の供用開始……………六九〇

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六九〇
換地処分の届出(二件)……………六九一
開発行為に関する工事の完了について……………六九一
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六九一
教育委員会……………六九一
落札者等の決定について……………六九二

告示

山梨県告示第五百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年十二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

北杜市白州町大武川字山ギワ三三九、字前山六一七の一、六二二の二、六二二の三、六二二の四、六二二の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ギワ三三九・字前山六一七の一・六二二の二・六二二の三・六二二の四・六二二の五(以上六筆)について次の図に示す部分に限る。
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年十二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

北杜市明野町浅尾字浅尾原五二六〇の五(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務

所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	六・六〇	一〇・六	八六五・六
新	九・六〇	六四・五	八六五・六

山梨県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	七・二〇	七・九	五八・六
新	一一・八〇		五八・六

山梨県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の期日
県道	西下条首羽自転車道線	甲府市富士見二丁目荒川左岸堤防敷地先から 甲府市富士見二丁目荒川左岸堤防敷地先まで	七七・三	平成二十年十二月二十二日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十二月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人山梨水晶会議
- 2 代表者の氏名 宮川守
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市小瀬町三百十五番地二十六
- 4 定款に記載された目的

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成二十年十二月二十二日

山梨県立図書館長 高 瀬 孝 人

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県立図書館システムサーバ機器等の借入 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立図書館 山梨県甲府市丸の内二丁目三十三番一号

三 落札者を決定した日

平成二十年十一月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 契約金額

七六、四一六、三七五円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十年十月十六日